

を問わず東京近郊から訪れた200人近い学生と企業の方々が目の前にいる。日本語で「スウェーデンの学生や企業の方々と積極的に交流してください」というような趣旨のことを話したはずだったが、あまりの緊張で私はその内容をほとんど覚えていない。ただ、終わった後に「敬語がうまく使いきれなかったよ」とメンバーに突っ込まれてしまったのが残念であった。

対決が行われた。言葉はうまく通じなくても、こういったゲームを通じた交流も提供できるのだ。

最後に、私たちMOSはスウェーデン滞在を通じた研究活動の発表をした。一つ目はスウェーデンの教育について。私たちは実際にスウェーデンで小学校や成人学校を訪問したが、その成果も含め、「無償」「生涯教育」といったスウェーデンの教育のコンセプトを紹介した。次に「サ

ンならではの経営理念についての話を参加者は真剣に聴いていた。

締めくくりは、スウェーデン料理の立食パーティーだ。多くの参加者

トしたビートルズの「Let It Be」を私は一生忘れることはないだろう。

商学部3年 藤井 康太

地域の中で活動している学生さん、サークルや研究室などの紹介をしてみたい学生さん、一緒に記事を作ってみませんか。私がアド

バイザーとしてコーディネートしますので、興味のある方、ぜひご連絡ください。(編集担当:小林英里 k-eri@ippo.tv)

若者のページのバックナンバーが、アスパラクラブ (aspara.asahi.com)の大学・就職コーナーの「カレッジライフ」で見られます。

いくつものクレジット ローン など 借り過ぎで困ったときの相談所!

カードローン・クレジット・消費者金融のキャッシングなど、1つ1つの借入は少ない額でも、それが5件6件...と多くなると多額の借金となり、それでも借入先が異なるため 利息だけは高い利率のまま払い続け、なかなか借金が終わらない といった問題があります。いったん、ふくれあがってしまった借金は、専門家に相談して「整理する」ことにより、完済のメドを立てることが必要です。

知って得する法律知識

②

司法が味方に

昨年7月、最高裁が 消費者金融に対して、いくら貸したかいくら返済されたか など 過去の取引をすべて知らせる義務があるという判決を下しました。なぜ、こんな当然のことが最高裁まで争わなければ認めなかったのか? それは、何年も返済が続いている人は利息を払い過ぎている事が多く、貸金業者はその「過払金」を返す必要が出てくるため、過去にさかのぼって借金の内容を明らかにする事は拒んできたのです。しかし、これを拒否した時は「違法」との判決(※1)が出たことで、また 本年1月、これまで貸金業者に認められてきた「法定利息」を超える超過利息(出資法の上限金利29.2%)を事実上認めない判決(※2)が出たことで、今後は訴訟に持ち込まなくとも交渉で解決しやすくなりました。

※1 最判 平成17年7月19日「過払金等請求事件」
※2 最判 平成18年1月13日「貸金請求事件」

利息制限法 (平成11年改正)

借入元金	法定利息
10万円未満	年利 20%
10万円以上 100万円未満	年利 18%
100万円以上	年利 15%

「法定利息」とは、国が認めている利息の上限で、これを超えた金利は「無効」とされ、支払い義務がなくなります。現在、借入をしている所の利率と、この18%(借入10~100万円の場合)を比べて、その差が払い過ぎになります。認定司法書士は、この過払い分の返還を請求し、戻った分を元金に充当するので、借金を減らすことができます。

あなたの完済までの道のりを、

《ひかり法務》が全力でサポートいたします

- すべての相談料が無料です。
- 任せて安心。手続きはすべて認定司法書士が行います。
- 毎月の支払いが1回に。返済手続きは、当事務所が代行。
- 手続き費用も、分割支払いが可能。



お気軽にご相談下さい。

<http://www.hikari-hatano.com> 《ひかり法務》で検索を...



ひかり法務
司法書士事務所

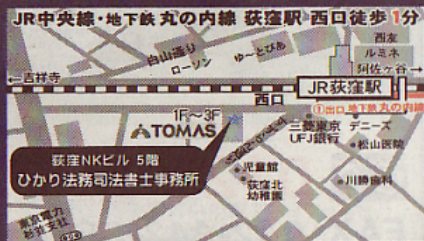
東京司法書士会所属
(登録番号 東京 第1545号)
簡易訴訟代理等関係業務認定会員
はたの ひかり 法務
幡野 博文

1本の電話が照らす、借金問題 解決への道しるべ

無料相談 受付中 ☎ 03-5335-6450

相談メールでもお答えします

✉ sodan@hikari-hatano.com



〒167-0051 東京都杉並区 荻窪5-16-12 荻窪NKビル5階
FAX: 03-5335-6455